資料1

京都府高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱

（趣旨）
第１　高齢者に関する福祉・保健・医療等の各種サービスの総合的推進に必要な事項について、京都府、関係行政機関、医療福祉関係団体等が協議等を行うため京都府高齢者サービス総合調整推進会議（以下「サービス調整推進会議」という。）を設置する。

（委員の要件等）
第２　サービス調整推進会議の委員は、28人以内とする。
２　委員は、行政関係者、医療福祉関係団体、学識経験者その他知事が適当と認める者とする。
３　委員の任期は、３年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の役割）
第３　サービス調整推進会議の委員は､次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
（１）高齢者サービス総合調整推進のための企画及び立案に関すること（老人福祉法に基づく「京都府高齢者健康福祉計画」及び介護保険法に基づく「京都府介護保険事業支援計画」の策定検討に関することを含む。）
（２）市町村等に対する高齢者サービス総合調整推進に必要な指導及び助言に関すること。
（３）福祉、保健、医療等に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
（４）その他高齢者サービス総合調整推進に必要な事項に関すること。

（会長）
第４　サービス総合調整推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は会議の議事を運営する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第５　サービス調整推進会議は、知事が招集する。
２　知事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会）
第６　サービス調整推進会議に部会を置くことができる。
２　部会は部会委員（知事が指名する委員及び学識経験者その他知事が適当と認める者をいう。）で構成する。
３　部会に部会長を置き、その部会に属する部会委員の互選によりこれを定める。

（その他）
第７　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則　この要綱は、昭和63年10月11日から施行する。
附　則　この要綱は、平成２年11月28日から適用する。
附　則　この要綱は、平成５年３月22日から適用する。
附　則　この要綱は、平成７年２月27日から適用する。
附　則　この要綱は、平成７年４月20日から適用する。
附　則　この要綱は、平成16年５月１日から適用する。
附　則　この要綱は、平成17年４月18日から適用する。
附　則　この要綱は、平成20年２月１日から適用する。
附　則　この要綱は、平成20年４月15日から適用する。
附　則　この要綱は、平成21年３月５日から適用する。
附　則　この要綱は、平成25年１月15日から適用する。
附　則　この要綱は、平成26年５月１日から適用する。
附　則　この要綱は、平成26年６月６日から適用する。
附　則　この要綱は、令和２年７月10日から適用する。